

越前町コミュニティバス運行事業要領

平成20年3月27日

告示第6号

(通則)

第1条 越前町コミュニティバスの運行に関しては、越前町コミュニティバス運行事業要綱(平成18年越前町告示第21号)(以下「要綱」という。)によるほか、この告示の定めるところによる。

(利用料金)

第2条 要綱第3条第1項第1号に定める利用料金の規定を受けようとする者のうち、70歳以上の高齢者及び心身障害者は、降車のとき町役場が発行する越前町内公共交通割引カードを乗務員に提示しなければならない。

- 2 越前町内公共交通割引カードを所有する者に同乗する介護人又は付添人がボランティアの場合は、その利用料金を免除する。
- 3 利用者は、利用料金の支払いに代えて、町役場が発行する無料乗車券を利用することができる。

(無料乗車券)

第3条 町役場が発行する無料乗車券は、次のとおりとする。

- (1) 無料乗車券5枚つづり(様式第1号)。
- (2) 越前町運転免許自主返納支援事業実施要綱(平成20年越前町告示第7号)に基づき交付する無料定期乗車券(様式第2号)。

(乗車券の利用方法)

第4条 前条第1号に定める無料乗車券の利用は、利用者1人1乗車に対して、無料乗車券1枚とする。

- 2 要綱第3条第2項に定める回数乗車券(様式第3号)(以下「回数券」という。)の利用は、利用者1人1乗車に対して、要綱第3条第1項第1号の者は100円券1枚、要綱第3条第1項第2号の者は100円券2枚とする。
- 3 要綱第3条第2項に定める期間限定定期乗車券(様式第4号)(以下「定期券」という。)及び前条第2号に定める無料定期乗車券を所持する利用者は、その有効期間内においては利用回数を制限されない。
- 4 定期券及び無料定期乗車券を所持する利用者は、降車のとき、その所持する定期券又は無料定期乗車券を乗務員等に提示しなければならない。

(乗車券の販売)

第5条 回数券は、コミュニティバス車内その他町長が定めた場所で販売する。

- 2 定期券は、越前町に在住する小中高校生を対象に、町役場で販売する。
- 3 未使用の乗車券に係る購入代金は、払戻ししない。

(乗車券の再発行)

第6条 利用者が紛失した回数券及び定期券は、再発行しない。ただし、定期券については、災害その他事故により紛失した場合であって、その紛失の事実を証明することができるものがあるときは、利用者の請求により、紛失前の定期券と同一の効力を有する定期券を再発行することができるものとする。

(定期券の期間)

第7条 定期券の有効期間は、夏季休業の期間とする。ただし、要綱第6条の規定に基づきコミュニティバスの運行を中止したことにより、定期券を所持する利用者が乗車できなくなったときには、運行中止日数に相当する期間だけ定期券の有効期間を延長することができるものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する定期券は、無効とする。
 - (1) 定期券の有効期間が経過したもの。
 - (2) 定期券記載事項が不明になったもの又は改変したもの。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合で、利用者に悪意があると認めるときは、当該定期券を無効にすることができるものとする。
 - (1) 定期券の記名人以外の者が使用したとき。
 - (2) その他定期券を不正に使用したとき。

(定期券の引渡し)

第8条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその所持する定期券を乗務員又は町役場に引き渡さなければならない。

- (1) 定期券の有効期間が終了したとき。
- (2) 定期券が無効又は不要となったとき。
- (3) 第6条の規定により定期券の再発行を受けた後、紛失した定期券が発見されたとき。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、コミュニティバスの運行に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日告示第3号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

越前町コミュニティバス 無料乗車券
越前町コミュニティバス フレンドリー号 無料乗車券 年 月 日まで有効

様式第2号(第3条関係)

(表)		(裏)
越前町コミュニティバス フレンドリー号 無料定期乗車券 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで		注意事項 1 この無料定期乗車券は、越前町運 転免許自主返納支援事業により交付 するものです。 2 この無料定期乗車券は、降車する とき必ず乗務員に提示してください。 3 この無料定期乗車券は、他人に貸 与したり、記載事項を訂正したりしな いでください。 4 この無料定期乗車券は、有効期間 が終了したり不要になったときは、乗 務員又は町役場にお返してください。 5 乗車中は、乗務員等の指示に従っ てください。 越前町政策調整室
写真	住所 様 越前町之印	

様式第3号(第4条関係)

(表)		(裏)
越前町コミュニティバス フレンドリー号 回数乗車券 11枚つづり 1,000円 No.		越前町コミュニティバス回数乗車券 1 この乗車券は、1人1回の乗車に使用できます。 2 この乗車券は、現金と引き換えできません。 3 この乗車券は、公印の無いものは無効です。
越前町コミュニティバス フレンドリー号 回数乗車券 越前町之印 100円		1 この乗車券は、1人1回の乗車に使用できます。 2 この乗車券は、現金と引き換えできません。 3 この乗車券は、公印の無いものは無効です。

様式第4号(第4条関係)

(表)		(裏)
越前町コミュニティバス フレンドリー号 夏季期間限定定期乗車券 有効期間		注意事項 1 この定期乗車券は、降車するとき必ず乗務員に提示してください。 2 この定期乗車券は、他人に貸与したり、記載事項を訂正したりしないでください。 3 この定期乗車券は、有効期間が終了したり不要になったときは、乗務員又は町役場にお返しください。 4 乗車中は、乗務員等の指示に従ってください。 越前町政策調整室
年度	月 日から 月 日まで	
写真	500円 学校名 住所 様	
	越前町之印	